

令和6年度

大津市北部クリーンセンター

監視連絡会

< 議 事 >

- ① 北部クリーンセンターの稼働状況等について
(昨年度からのごみ搬入量、ダイオキシン類測定結果、
河川等周辺環境測定結果、月別稼働状況等)
- ② 旧北部クリーンセンター解体工事について
- ③ その他

日 時 : 令和6年7月12日(金) 午後7時より

場 所 : 北部クリーンセンター2階 見学者研修室

[1]	令和 5 年度稼働状況	
1.	ごみの搬入量	1
2.	ごみの搬入台数	1
3.	ごみの焼却量	1
4.	鳥インフルエンザ感染患畜処理量	1
5.	排ガスの状況	2
6.	環境測定 of 状況	2
7.	環境調査等測定結果（委託調査）	3 ～ 4
[2]	ダイオキシン類測定結果	4 ～ 6
[3]	河川の水質測定結果	7 ～ 8
[4]	農業用池の水質測定結果	9 ～ 1 0
[5]	令和 5 年度月別稼働状況	
1.	ごみの搬入量	1 1
2.	ごみの搬入台数	1 2
3.	ごみの焼却状況	1 3
4.	ごみの補完状況	1 4
5.	排ガスの状況	1 5 ～ 1 6
6.	環境測定 of 状況	1 7 ～ 1 9
7.	環境測定結果の経月変化	2 0
8.	環境測定局風向別平均濃度	2 1
9.	測定車による大気環境調査測定結果	2 2
[6]	令和 5 年度まとめ	2 3
[7]	令和 6 年度（4 月・5 月）稼働状況	
1.	ごみの搬入量及び搬入台数	2 4
2.	ごみの焼却量	2 4
[8]	河川の水質測定結果	2 5 ～ 2 6
[9]	農業用池の水質測定結果	2 7 ～ 2 8
	用語解説	2 9 ～ 3 0

令和6年度大津市北部クリーンセンター監視連絡会名簿

(敬称略)

(令和6年4月1日現在)

(地元代表)

氏 名	役 職 名
藤本 一夫	伊香立学区自治連合会会長
篠原 淳	伊香立学区自治連合会副会長
藤本 勝	
河合 一清	
橋本 和幸	
稲田 英穂	
一 浩一	
山口 雅裕	
松井 照雄	
榎 孝志	
山本 稔	
中西 晴季	

(12名)

(大津市職員)

氏 名	役 職 名
初田 久徳	大津市環境部長

(1名)

大津市北部クリーンセンター監視連絡会設置要綱

(目的)

第1条 大津市北部クリーンセンター（以下「センター」という。）の円滑な運営を図るために必要な事項を協議するため、大津市北部クリーンセンター監視連絡会（以下「監視連絡会」という。）を設置する。

(協議する事項)

第2条 監視連絡会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) センターの運転状況の監視に係る事項
- (2) 環境保全協定に定める遵守事項の履行の確認に係る事項
- (3) その他必要な事項

(構成)

第3条 監視連絡会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 地元自治会から選出された者
- (2) 市長が指名する市職員
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 監視連絡会の構成員の任期は、2年とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 監視連絡会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ、次条の規定により庶務を担当する所属の長（以下「庶務担当所属長」という。）が招集する。

2 会議は、あらかじめ庶務担当所属長が構成員のうちから指名した座長が進行するものとする。

(庶務)

第6条 監視連絡会の庶務は、北部クリーンセンターにおいて処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、監視連絡会について必要な事項は、市長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成元年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に開催される委員会は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず管理者が招集する。
- 3 この要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず平成 2 年 3 月 31 日までとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に開催される委員会は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 3 月 2 5 日から施行する。

大津市北部クリーンセンター
令和5年度稼働状況

[1] 令和 5 年度稼働状況

1. ごみの搬入量 (月別データは P11 に記載)

(1) 焼却施設

	令和 5 年度	令和 4 年度	対前年比 (%)
t	3 4, 7 7 7. 4 6	3 6, 2 2 3. 2 4	- 4. 0

(2) リサイクル施設

	令和 5 年度	令和 4 年度	対前年比 (%)
t	2, 8 7 2. 4 6	3, 0 2 7. 7 9	- 5. 1

(3) プラ容器資源化施設

	令和 5 年度	令和 4 年度	対前年比 (%)
t	1, 7 3 1. 0 9	1, 7 7 7. 8 8	- 2. 6

2. ごみの搬入台数 (月別データは P12 に記載)

(1) 焼却施設

	令和 5 年度	令和 4 年度	対前年比 (%)
台	2 2, 5 5 0	2 2, 8 7 2	- 1. 4

(2) リサイクル施設

	令和 5 年度	令和 4 年度	対前年比 (%)
台	1 5, 0 2 3	1 4, 4 6 1	3. 9

(3) プラ容器資源化施設

	令和 5 年度	令和 4 年度	対前年比 (%)
台	4, 0 1 8	3, 7 3 4	7. 6

3. ごみの焼却量 (月別データは P13 に記載)

	令和 5 年度 (t)	令和 4 年度 (t)	対前年比 (%)
1 号炉	1 6, 5 8 7. 2 1	1 7, 7 7 4. 2 7	- 6. 7
2 号炉	1 7, 4 5 6. 1 4	1 7, 0 5 1. 6 3	2. 4
合 計	3 4, 0 4 3. 3 5	3 4, 8 2 5. 9 0	- 2. 2
焼 却 日 数	2 炉延べ 4 9 6 日	2 炉延べ 5 0 2 日	- 1. 2

4. 鳥インフルエンザ感染患畜処理量 (令和 5 年度 : 0 件、令和 4 年度 : 3 件)

令和 5 年度処理量 (t)	0
令和 4 年度処理量 (t)	1 8. 5

5. 排ガスの状況（施設内設置の自動測定機による測定結果）

	項目	年平均値		協定値
		令和5年度	令和4年度	
1	窒素酸化物	29 ppm	30 ppm	50 ppm
2	塩化水素	9 ppm	10 ppm	50 ppm
3	硫黄酸化物	2 ppm	3 ppm	30 ppm
4	ばいじん	0.005 g/m ³ N 未満	0.005 g/m ³ N 未満	0.01 g/m ³ N

（詳細は P15、P16）

6. 環境測定状況

	項目	年平均値		環境基準値
		令和5年度	令和4年度	
伊香立 支所	二酸化窒素	0.003 ppm	0.002 ppm	0.04 ～ 0.06 ppm までの範囲内又は それ以下
	二酸化硫黄	<0.001 ppm	0.002 ppm	0.04 ppm 以下
	浮遊粒子状物質	0.013 mg/m ³	0.012 mg/m ³	0.10 mg/m ³ 以下
上龍華	二酸化窒素	0.002 ppm	0.001 ppm	0.04 ～ 0.06 ppm までの範囲内又は それ以下
	二酸化硫黄	<0.001 ppm	0.002 ppm	0.04 ppm 以下
	浮遊粒子状物質	0.012 mg/m ³	0.014 mg/m ³	0.10 mg/m ³ 以下

（詳細は P17～P19）

7. 環境調査等測定結果（委託調査）

	測定項目	測定回数	測定地点	測定結果
1	排ガスの状況	年6回(4月、7月、9月、11月、1月、2月) (水銀のみ4月、7月、9月、1月の年4回)	焼却炉煙道	・窒素酸化物 23 ～ 34 ppm (協定値 50 ppm) ・塩化水素 <3 ～ 11 ppm (協定値 50 ppm) ・硫黄酸化物 <2 ～ 4 ppm (協定値 30 ppm) ・ばいじん <0.001 g/m³N (協定値 0.01 g/m³N) ・水銀 <2 ～ 10 μg/m³N (協定値 30 μg/m³N) ・ダイオキシン類 0.00000050 ～ 0.00022 ng-TEQ/m³N (協定値 0.05 ng-TEQ/m³N) (詳細P4)
2	焼却灰等の状況	年4回 (4月、7月、9月、1月)	焼却灰、 飛灰処理物	・ダイオキシン類は、焼却灰が 0.0000010 ～ 0.016 ng-TEQ/g、飛灰処理物が 0.14 ～ 0.17 ng-TEQ/g であり、処理基準値 (3 ng-TEQ/g) 未満であった。(詳細 P5)
3	悪臭の状況	年2回 (9月、3月)	敷地境界の 2地点	・臭気指数は全地点で 10 未満であり、規制基準をすべて満足していた。(規制基準値：15)
4	河川及び農業用池の水質	年2回 (5月、10月)	喜登呂川、 真野川、 和邇川、 八反池、 重箱池	・八反池及び重箱池の化学的酸素要求量が環境基準を超過していたが、他の項目に関しては環境基準を満足していた。(10月測定結果の詳細 P7 ～ 10) ・ダイオキシン類については、0.043 ～ 0.77 pg-TEQ/L で環境基準値 (1 pg-TEQ/L) 未満であった。(詳細 P5)
5	土壌の状況	年2回 (6月、10月)	上野台地等 3地点	・重金属等10項目(水銀、カドミウム、鉛、ヒ素等)を測定しているが、環境基準を満足していた。
		年1回 (10月)	下龍華町等 10地点	・ダイオキシン類は 0.022 ～ 0.61 pg-TEQ/g で環境基準値 (1,000 pg-TEQ/g) 未満であった。(詳細 P6)
6	玄米の状況	年1回 (10月)	上野台地等 3地点	・重金属等6項目(水銀、カドミウム、ヒ素、銅、クロム、鉛)の測定結果では、例年通りの低濃度であり、カドミウムについては 0.05 mg/kg 以下であった。 (食品衛生法基準値 カドミウム：0.4 mg/kg 以下)
7	移動観測車による大気調査	年5回 (5～6月、7～8月、10月、11～12月、1～2月)	途中町、 北在地町、 伊香立中学校	・各測定地点での二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質のいずれの測定結果ともに、良好な状況であった。 (詳細 P22)
8	降下ばいじんの状況	年5回 (同上)	調整池、 伊香立支所	・調整池で平均 1.9 t/k m ² /月、伊香立支所で平均 1.0 t/k m ² /月と両地点とも例年通り低い状況であった。 (※1 指標値：20 t/k m ² /月)

※1 降下ばいじん指標値：「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の施行について」

9	雨水の状況	年5回 (同上)	同上2地点	・調整池は平均 pH 5.5、伊香立支所は平均 pH 5.6 であり、昨年と同程度であった。 (令和4年度 全国年間平均値：pH 5.1)
10	大気中の塩化物及び水銀の状況	年4回 (5～6月、 8月、10月、 1～2月)	途中町、 北在地町、 伊香立中学校、 上龍華町、 伊香立支所	・塩化物濃度は $0.3 \sim 2.7 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であった。 (※2 塩化水素目標環境濃度： $0.02 \text{ ppm} \approx 30 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下) ・水銀濃度は $0.86 \sim 1.2 \text{ ng}/\text{m}^3$ であった。 (※3 指針値： $40 \text{ ng}/\text{m}^3/\text{年}$ 以下)
11	環境大気中のダイオキシン類	年2回 (5月、10月)	伊香立支所 上龍華	伊香立支所 平均 $0.0026 \text{ pg-TEQ}/\text{m}^3$ 上龍華 平均 $0.0025 \text{ pg-TEQ}/\text{m}^3$ (環境基準値 $0.6 \text{ pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下)

※2 塩化水素目標環境濃度：環境庁大気保全局長通達（昭和52年6月16日大規第136号）

※3 水銀指針値：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」について（通知）（平成15年9月30日環境省環境管理局长通）

[2] ダイオキシン類測定結果

(1) 北部クリーンセンター焼却炉排ガス

単位：ng-TEQ/ $\text{m}^3 \text{ N}$

採取場所 採取日	1号炉	2号炉
令和4年7月5日	0.000038	0.000073
令和4年8月9日	0.000018	0.000016
令和4年10月4日	0.0000012	0.0000011
令和4年11月4日	0.00000044	0.00047
令和4年12月6日	0.00000041	0.00000037
令和5年2月2日	0.0000015	0.00032
令和4年度平均値	0.0000099	0.00015
令和5年4月5日	0.00000078	0.00000063
令和5年7月6日	0.00000056	0.00000050
令和5年9月5日	0.000028	0.0000016
令和5年11月21日	0.00022	0.00018
令和6年1月24日	0.000017	0.000014
令和6年2月2日	0.0000018	0.000032
令和5年度平均値	0.000045	0.000038

協定値： $0.05 \text{ ng-TEQ}/\text{m}^3 \text{ N}$ 、排出基準値： $1 \text{ ng-TEQ}/\text{m}^3 \text{ N}$

(2) 北部クリーンセンター焼却残さ

単位：ng-TEQ/g

採取場所 採取日	焼却灰（主灰）		飛灰処理物 （※）
	1号炉	2号炉	
令和4年8月9日	0.0011	0.00041	0.24
令和4年11月4日	0.0020	0.0022	0.16
令和4年12月6日	0.00060	0.00077	0.25
令和5年2月2日	0.0023	0.000052	0.14
令和4年度平均値	0.0015	0.00086	0.20
令和5年4月5日	0.0024	0.0011	0.17
令和5年7月6日	0.0015	0.00087	0.17
令和5年9月5日	0.0013	0.000001	0.16
令和6年1月24日	0.0029	0.016	0.14
令和5年度平均値	0.0020	0.0045	0.16

※飛灰処理物とは、最終処分する際の飛散防止、重金属の溶出防止等の為、飛灰を薬剤処理したもの。

処理基準値：3 ng-TEQ/g

(3) 周辺河川及び農業用池

単位：pg-TEQ/L

採取場所 採取日	八反池	重箱池	喜登呂川	真野川	和邇川
令和5年5月15日	0.048	0.047	0.056	0.77	0.072
令和5年10月11日（川） 令和5年10月23日（池）	0.043	0.050	0.051	0.076	0.049
	(R4:0.062) (R3:0.097)	(R4:0.064) (R3:0.062)	(R4:0.077) (R3:0.074)	(R4:0.23) (R3:0.39)	(R4:0.073) (R3:0.080)

（ ）内は、過去の測定結果平均値

環境基準値：1 pg-TEQ/L

(4) 周辺環境土壌

単位：pg-TEQ/g

採取日	測定場所				
令和5年10月11日	下龍華 (児童公園)	下在地 (山中 グラウンド)	生津 (若宮神社)	向在地 (児童公園)	南庄 (グラウンド)
	0.056	0.054	0.29	0.022	0.045
	(R4:0.083) (R3:0.24)	(R4:0.29) (R3:0.71)	(R4:0.24) (R3:0.065)	(R4:0.049) (R3:0.011)	(R4:0.0072) (R3:0.025)
	途中 (自治会館)	上在地 (ゲート ボール場)	北在地 (児童公園)	上龍華 (スポーツ 広場)	龍華 (運動公園)
	0.051	0.23	0.61	0.030	0.051
	(R4:0.017) (R3:0.025)	(R4:0.11) (R3:0.19)	(R4:0.051) (R3:0.038)	(R4:0.026) (R3:0.030)	(R4:0.17) (R3:0.050)

() 内は、過去の測定結果

環境基準値 : 1, 000 pg-TEQ/g

(調査指標値 250 pg-TEQ/g 汚染防止の観点から調査を行なう指標)

〔 3 〕 河川の水質測定結果

採水日：10月3日

	測定項目	単位	喜登呂川	真野川	和邇川	環境基準値
1	水素イオン濃度		7. 6	7. 6	7. 8	6. 5～8. 5
2	生物化学的酸素要求量	mg／L	1. 0	1. 6	0. 9	< 2
3	浮遊物質	mg／L	2. 2	2. 3	2. 3	< 25
4	大腸菌数	CFU/100mL	22	65	60	< 300
5	溶存酸素	mg／L	8. 6	8. 5	8. 2	> 7. 5
6	カドミウム及びその化合物	mg／L	< 0. 0003	< 0. 0003	< 0. 0003	< 0. 003
7	シアン化合物	mg／L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
8	鉛及びその化合物	mg／L	< 0. 005	< 0. 005	< 0. 005	< 0. 01
9	六価クロム化合物	mg／L	< 0. 01	< 0. 01	< 0. 01	< 0. 02
10	ヒ素及びその化合物	mg／L	< 0. 005	< 0. 005	< 0. 005	< 0. 01
11	水銀及びその化合物	mg／L	< 0. 0005	< 0. 0005	< 0. 0005	< 0. 0005
12	アルキル水銀化合物	mg／L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
13	PCB	mg／L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
14	ジクロロメタン	mg／L	< 0. 002	< 0. 002	< 0. 002	< 0. 02
15	四塩化炭素	mg／L	< 0. 0002	< 0. 0002	< 0. 0002	< 0. 002
16	1,2-ジクロロエタン	mg／L	< 0. 0004	< 0. 0004	< 0. 0004	< 0. 004
17	1,1-ジクロロエチレン	mg／L	< 0. 002	< 0. 002	< 0. 002	< 0. 1
18	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg／L	< 0. 004	< 0. 004	< 0. 004	< 0. 04
19	1,1,1-トリクロロエタン	mg／L	< 0. 001	< 0. 001	< 0. 001	< 1
20	1,1,2-トリクロロエタン	mg／L	< 0. 0006	< 0. 0006	< 0. 0006	< 0. 006
21	トリクロロエチレン	mg／L	< 0. 001	< 0. 001	< 0. 001	< 0. 01
22	テトラクロロエチレン	mg／L	< 0. 0005	< 0. 0005	< 0. 0005	< 0. 01
23	1,3-ジクロロプロペン	mg／L	< 0. 0002	< 0. 0002	< 0. 0002	< 0. 002
24	チウラム	mg／L	< 0. 0006	< 0. 0006	< 0. 0006	< 0. 006
25	シマジン	mg／L	< 0. 0003	< 0. 0003	< 0. 0003	< 0. 003

	測定項目	単位	喜登呂川	真野川	和邇川	環境基準値
26	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.02
27	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.01
28	セレン及びその化合物	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.01
29	フッ素化合物	mg/L	<0.08	<0.08	<0.08	<0.8
30	ホウ素含有量	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<1
31	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.04	0.33	0.54	<10
32	化学的酸素要求量	mg/L	2.6	2.0	1.7	—
33	n-ヘキサン抽出物質含有量	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	—
34	フェノール類含有量	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	—
35	銅含有量	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	—
36	亜鉛含有量	mg/L	0.007	<0.003	<0.003	—
37	溶解性鉄含有量	mg/L	0.25	0.07	<0.05	—
38	溶解性マンガン含有量	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	—
39	クロム含有量	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	—
40	アンチモン含有量	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	—
41	総窒素	mg/L	0.22	0.45	0.65	—
42	総りん	mg/L	0.012	0.023	0.028	—
43	塩素イオン	mg/L	4.7	4.2	12	—
44	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.05

〔４〕 農業用池の水質測定結果

採水日：１０月３日

	測定項目	単位	八反池	重箱池	環境基準値
1	水素イオン濃度		7. 4	7. 7	6. 5～8. 5
2	生物化学的酸素要求量	mg／L	1. 8	0. 5	—
3	浮遊物質	mg／L	2. 3	3. 3	< 1 5
4	大腸菌数	CFU/100mL	2	6	—
5	溶存酸素	mg／L	7. 5	8. 8	> 5
6	カドミウム及びその化合物	mg／L	< 0. 0 0 0 3	< 0. 0 0 0 3	< 0. 0 0 3
7	シアン化合物	mg／L	不検出	不検出	検出されないこと
8	鉛及びその化合物	mg／L	< 0. 0 0 5	< 0. 0 0 5	< 0. 0 1
9	六価クロム化合物	mg／L	< 0. 0 1	< 0. 0 1	< 0. 0 2
10	ヒ素及びその化合物	mg／L	< 0. 0 0 5	< 0. 0 0 5	< 0. 0 1
11	水銀及びその化合物	mg／L	< 0. 0 0 0 5	< 0. 0 0 0 5	< 0. 0 0 0 5
12	アルキル水銀化合物	mg／L	不検出	不検出	検出されないこと
13	PCB	mg／L	不検出	不検出	検出されないこと
14	ジクロロメタン	mg／L	< 0. 0 0 2	< 0. 0 0 2	< 0. 0 2
15	四塩化炭素	mg／L	< 0. 0 0 0 2	< 0. 0 0 0 2	< 0. 0 0 2
16	1,2-ジクロロエタン	mg／L	< 0. 0 0 0 4	< 0. 0 0 0 4	< 0. 0 0 4
17	1,1-ジクロロエチレン	mg／L	< 0. 0 0 2	< 0. 0 0 2	< 0. 1
18	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg／L	< 0. 0 0 4	< 0. 0 0 4	< 0. 0 4
19	1,1,1-トリクロロエタン	mg／L	< 0. 0 0 1	< 0. 0 0 1	< 1
20	1,1,2-トリクロロエタン	mg／L	< 0. 0 0 0 6	< 0. 0 0 0 6	< 0. 0 0 6
21	トリクロロエチレン	mg／L	< 0. 0 0 1	< 0. 0 0 1	< 0. 0 1
22	テトラクロロエチレン	mg／L	< 0. 0 0 0 5	< 0. 0 0 0 5	< 0. 0 1
23	1,3-ジクロロプロペン	mg／L	< 0. 0 0 0 2	< 0. 0 0 0 2	< 0. 0 0 2
24	チウラム	mg／L	< 0. 0 0 0 6	< 0. 0 0 0 6	< 0. 0 0 6
25	シマジン	mg／L	< 0. 0 0 0 3	< 0. 0 0 0 3	< 0. 0 0 3

	測定項目	単位	八反池	重箱池	環境基準値
26	チオベンカルブ	mg/L	< 0. 0 0 2	< 0. 0 0 2	< 0. 0 2
27	ベンゼン	mg/L	< 0. 0 0 1	< 0. 0 0 1	< 0. 0 1
28	セレン及びその化合物	mg/L	< 0. 0 0 2	< 0. 0 0 2	< 0. 0 1
29	フッ素化合物	mg/L	< 0. 0 8	< 0. 0 8	< 0. 8
30	ホウ素含有量	mg/L	< 0. 1	< 0. 1	< 1
31	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	< 0. 0 1	< 0. 0 1	< 1 0
32	化学的酸素要求量	mg/L	6. 0	6. 5	< 5
33	n-ヘキサン抽出物質含有量	mg/L	< 0. 5	< 0. 5	—
34	フェノール類含有量	mg/L	< 0. 0 1	< 0. 0 1	—
35	銅含有量	mg/L	< 0. 0 5	< 0. 0 5	—
36	亜鉛含有量	mg/L	0. 0 1 1	0. 0 0 5	—
37	溶解性鉄含有量	mg/L	< 0. 0 5	0. 0 6	—
38	溶解性マンガン含有量	mg/L	< 0. 0 5	< 0. 0 5	—
39	クロム含有量	mg/L	< 0. 0 1	< 0. 0 1	—
40	アンチモン含有量	mg/L	< 0. 0 0 2	< 0. 0 0 2	—
41	総窒素	mg/L	0. 3 2	0. 4 0	< 1
42	総りん	mg/L	0. 0 1 6	0. 0 1 7	< 0. 1
43	塩素イオン	mg/L	3. 2	2. 9	—
44	1,4-ジオキサン	mg/L	< 0. 0 0 5	< 0. 0 0 5	< 0. 0 5

[5] 令和 5 年度月別稼働状況

1. ごみの搬入量

月	焼却施設 (t)	リサイクル施設 (t)	プラ容器資源化施設 (t)	計 (t)
4	2, 823. 22	242. 44	142. 19	3, 207. 85
5	3, 372. 29	255. 76	153. 30	3, 781. 35
6	3, 124. 86	255. 06	145. 96	3, 525. 88
7	2, 977. 29	240. 54	144. 55	3, 362. 38
8	3, 025. 95	242. 11	152. 71	3, 420. 77
9	2, 808. 57	255. 55	140. 80	3, 204. 92
10	3, 018. 13	254. 33	139. 04	3, 411. 50
11	2, 846. 05	229. 95	140. 30	3, 216. 30
12	2, 961. 46	272. 64	150. 18	3, 384. 28
1	2, 782. 27	213. 35	146. 41	3, 142. 03
2	2, 435. 70	203. 93	135. 08	2, 774. 71
3	2, 601. 67	206. 80	140. 57	2, 949. 04
合 計	34, 777. 46	2, 872. 46	1, 731. 09	39, 381. 01
月平均	2, 898. 12	239. 37	144. 26	3, 281. 75
(R4) 月平均	3, 018. 60	252. 32	148. 16	3, 419. 08

2. ごみの搬入台数

月	焼却施設 (台)	リサイクル施設 (台)	プラ容器資源化施設 (台)	計 (台)
4	1,718	1,173	320	3,211
5	2,005	1,363	344	3,712
6	1,984	1,276	335	3,595
7	1,981	1,270	333	3,584
8	2,015	1,206	352	3,573
9	1,876	1,154	331	3,361
10	1,950	1,285	333	3,568
11	1,838	1,263	332	3,433
12	1,989	1,557	336	3,882
1	1,802	1,027	330	3,159
2	1,660	1,076	325	3,061
3	1,732	1,373	347	3,452
合 計	22,550	15,023	4,018	41,591
月平均	1,879	1,252	335	3,466
(R4) 月平均	1,906	1,205	311	3,422

3. ごみの焼却状況

月	1号炉 (t)	2号炉 (t)	計 (t)	備 考
4	1,840.04	1,845.64	3,685.68	
5	899.94	2,209.57	3,109.51	計画停止 (1号炉)
6	639.00	2,255.41	2,894.41	
7	2,291.22	621.09	2,912.31	計画停止 (2号炉)
8	2,242.87	612.40	2,855.27	
9	1,610.81	1,877.02	3,487.83	
10	0.00	2,370.94	2,370.94	計画停止 (1号炉)
11	1,071.62	1,956.19	3,027.81	
12	2,413.55	0.00	2,413.55	計画停止 (2号炉)
1	2,167.99	986.59	3,154.58	
2	104.80	2,269.06	2,373.86	定期点検整備 (1号炉)
3	1,305.37	452.23	1,757.60	定期点検整備 (2号炉)
合 計	16,587.21	17,456.14	34,043.35	
月平均	1,507.93	1,586.92	2,836.95	1号炉は10月、2号炉は12月に焼却量がゼロのため11か月の平均となっています。一方合計は12か月の平均となっています。
(R4) 月平均	1,481.19	1,420.97	2,902.16	

4. ごみの補完状況（燃やせるごみ）

月	総搬入量 (t)	美化からの受託量 (t)	美化への委託量 (t)	備考
4	2,823.22	0	0	
5	3,372.29	0	0	
6	3,124.86	0	0	
7	2,977.29	0	0	
8	3,025.95	0	0	
9	2,808.57	0	0	
10	3,018.13	0	0	
11	2,846.05	0	0	
12	2,961.46	0	0	
1	2,782.27	0	0	
2	2,435.70	0	0	
3	2,601.67	0	0	
合 計	34,777.46	0	0	
(R4) 合 計	36,223.24	0	0	

5. 排ガスの状況(排ガス監視自動測定機)(本節、次節において、「平均値」は各月の日平均値の平均値、「最小～最大」は各月の日平均値の最小、最大を示す。)

項 目	月	平均値	最小～最大	協定値
窒素酸化物 NO _x (p p m)	4	2 7	1 7 ～ 3 3	日平均値が 5 0 p p m以下
	5	3 1	2 7 ～ 3 5	
	6	2 6	1 5 ～ 3 4	
	7	3 1	1 6 ～ 3 3	
	8	2 9	2 3 ～ 3 4	
	9	3 1	2 2 ～ 3 5	
	10	3 4	3 1 ～ 3 5	
	11	3 1	2 3 ～ 3 5	
	12	3 3	3 2 ～ 3 4	
	1	3 3	3 0 ～ 3 4	
	2	3 3	3 2 ～ 3 5	
	3	3 1	2 7 ～ 3 3	

項 目	月	平均値	最小～最大	協定値
塩化水素 HCL (p p m)	4	1 0	6 ～ 1 3	日平均値が 5 0 p p m以下
	5	1 2	6 ～ 2 0	
	6	9	5 ～ 1 7	
	7	1 0	6 ～ 1 7	
	8	1 2	6 ～ 2 1	
	9	8	4 ～ 1 3	
	10	1 3	1 0 ～ 1 6	
	11	9	4 ～ 1 7	
	12	1 2	8 ～ 1 7	
	1	9	6 ～ 1 3	
	2	1 1	8 ～ 1 7	
	3	1 0	5 ～ 1 7	

項 目	月	平均値	最小～最大	協定値
硫黄 酸化物 SO _x (ppm)	4	4	2 ～ 5	日平均値が 30 ppm以下
	5	4	2 ～ 6	
	6	2	< 1 ～ 4	
	7	3	1 ～ 6	
	8	3	1 ～ 6	
	9	2	1 ～ 5	
	10	4	2 ～ 5	
	11	2	< 1 ～ 4	
	12	3	2 ～ 4	
	1	2	< 1 ～ 3	
	2	2	1 ～ 3	
	3	3	< 1 ～ 6	

項 目	月	平均値	最小～最大	協定値
ばいじん (g/m ³ N)	4	< 0.005	< 0.005	日平均値が 0.01 g/m ³ N以下
	5	< 0.005	< 0.005	
	6	< 0.005	< 0.005	
	7	< 0.005	< 0.005	
	8	< 0.005	< 0.005	
	9	< 0.005	< 0.005	
	10	< 0.005	< 0.005	
	11	< 0.005	< 0.005	
	12	< 0.005	< 0.005	
	1	< 0.005	< 0.005	
	2	< 0.005	< 0.005	
	3	< 0.005	< 0.005	

6. 環境測定状況

・伊香立支所

項 目	月	平均値	最小～最大	国の環境基準値
二酸化窒素 NO ₂ (ppm)	4	0.003	0.001～0.006	日平均値が 0.04 ppmから 0.06 ppmまでの 範囲内又はそれ以下
	5	0.003	0.001～0.005	
	6	0.003	0.001～0.005	
	7	0.003	0.001～0.004	
	8	0.002	0.001～0.004	
	9	0.002	0.001～0.004	
	10	0.002	0.001～0.005	
	11	0.003	0.001～0.006	
	12	0.004	<0.001～0.010	
	1	0.007	<0.001～0.015	
	2	0.003	0.001～0.012	
	3	0.003	0.001～0.006	

項 目	月	平均値	最小～最大	国の環境基準値
二酸化硫黄 SO ₂ (ppm)	4	<0.001	<0.001～0.001	日平均値が 0.04 ppm以下
	5	<0.001	<0.001～0.001	
	6	<0.001	<0.001～0.001	
	7	0.001	<0.001～0.001	
	8	<0.001	<0.001～0.001	
	9	<0.001	<0.001～0.001	
	10	<0.001	<0.001～0.001	
	11	<0.001	<0.001～0.001	
	12	<0.001	<0.001～0.001	
	1	<0.001	<0.001～<0.001	
	2	<0.001	<0.001～0.001	
	3	<0.001	<0.001～0.001	

項 目	月	平均値	最小～最大	国の環境基準値
浮遊粒子状物質 SPM (mg/m ³)	4	0.019	0.004～0.036	日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下
	5	0.014	0.004～0.029	
	6	0.015	0.006～0.024	
	7	0.017	0.009～0.029	
	8	0.014	0.009～0.022	
	9	0.015	0.008～0.023	
	10	0.012	0.006～0.021	
	11	0.014	0.004～0.033	
	12	0.012	0.003～0.030	
	1	0.008	0.001～0.018	
	2	0.008	0.003～0.023	
	3	0.012	0.002～0.031	

・ 上龍華

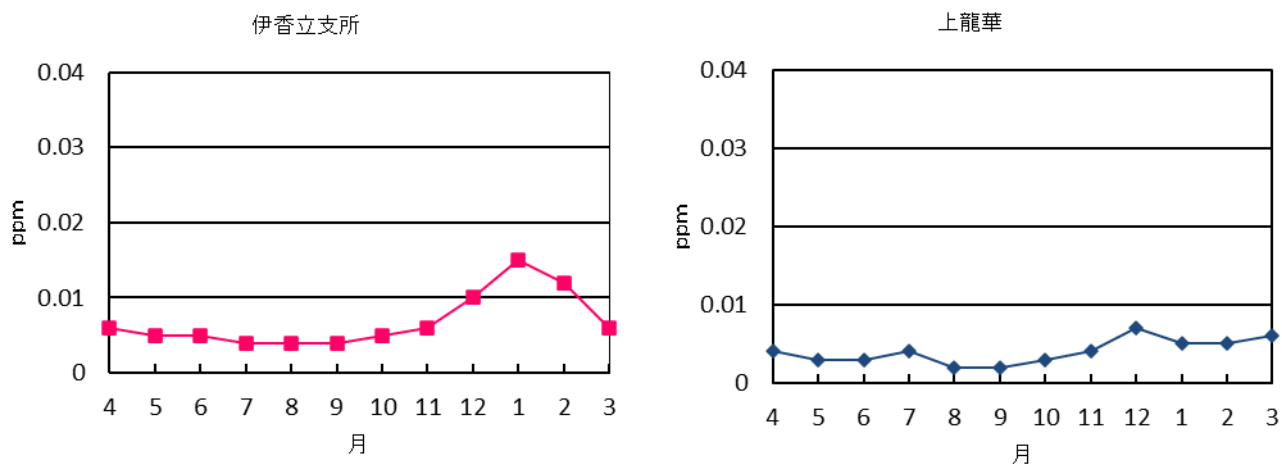
項 目	月	平均値	最小～最大	国の環境基準値
二酸化窒素 NO ₂ (ppm)	4	0.002	0.001～0.004	日平均値が 0.04 ppmから 0.06 ppmまでの 範囲内又はそれ以下
	5	0.001	<0.001～0.003	
	6	0.002	<0.001～0.003	
	7	0.001	<0.001～0.004	
	8	0.001	<0.001～0.002	
	9	0.001	0.001～0.002	
	10	0.001	<0.001～0.003	
	11	0.002	<0.001～0.004	
	12	0.003	<0.001～0.007	
	1	0.002	<0.001～0.005	
	2	0.001	<0.001～0.005	
	3	0.002	0.001～0.006	

項 目	月	平均値	最小～最大	国の環境基準値
二酸化硫黄 SO ₂ (ppm)	4	<0.001	<0.001～0.001	日平均値が 0.04 ppm以下
	5	<0.001	<0.001～0.001	
	6	<0.001	<0.001～0.001	
	7	<0.001	<0.001～0.001	
	8	<0.001	<0.001～0.001	
	9	<0.001	<0.001～<0.001	
	10	<0.001	<0.001～0.001	
	11	<0.001	<0.001～0.001	
	12	<0.001	<0.001～0.001	
	1	<0.001	<0.001～<0.001	
	2	<0.001	<0.001～0.001	
	3	<0.001	<0.001～0.001	

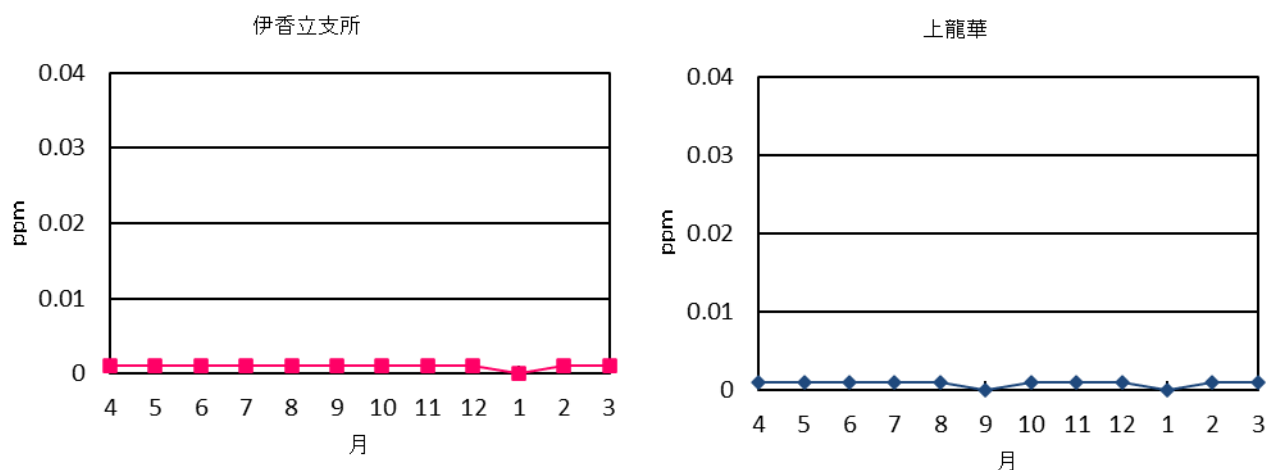
項 目	月	平均値	最小～最大	国の環境基準値
浮遊粒子状 物質 SPM (mg/m ³)	4	0.017	0.003～0.030	日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下
	5	0.013	0.003～0.029	
	6	0.015	0.006～0.023	
	7	0.016	0.006～0.028	
	8	0.013	0.007～0.023	
	9	0.013	0.006～0.023	
	10	0.011	0.005～0.015	
	11	0.012	0.003～0.029	
	12	0.011	0.002～0.032	
	1	0.006	0.001～0.013	
	2	0.006	0.002～0.017	
	3	0.011	0.001～0.025	

7 環境測定結果の経月変化（令和5年4月～令和6年3月の各月の日平均最大値）

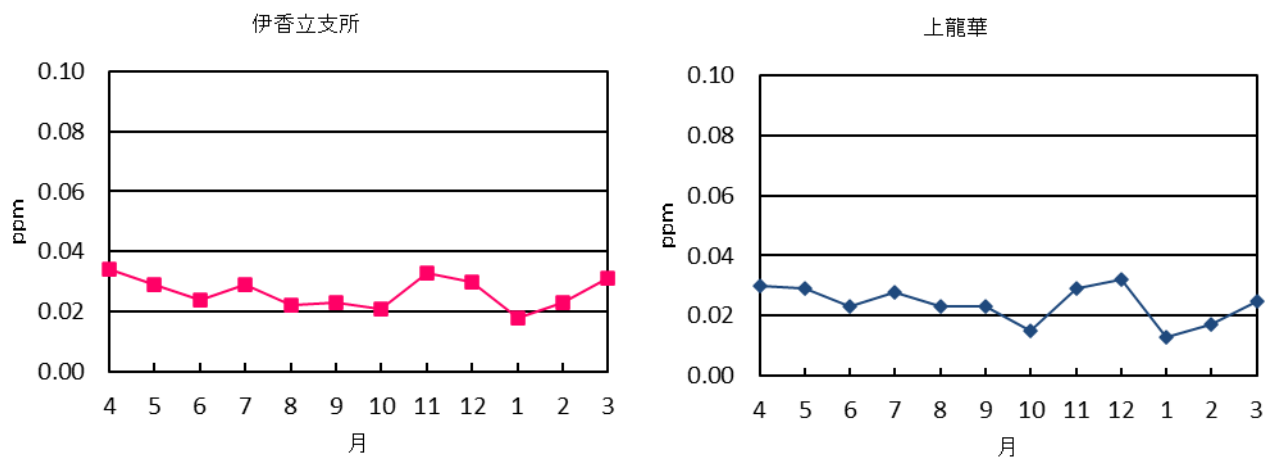
① 二酸化窒素 [環境基準値 : 0.04 ppm ~ 0.06 ppm又はそれ以下]



② 二酸化硫黄 [環境基準値 : 0.04 ppm]



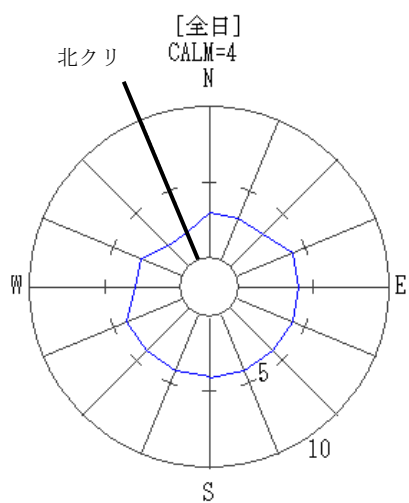
③ 浮遊粒子状物質 [環境基準値 : 0.10 mg/m³]



8. 環境測定局風向別平均濃度（令和5年4月～令和6年3月）

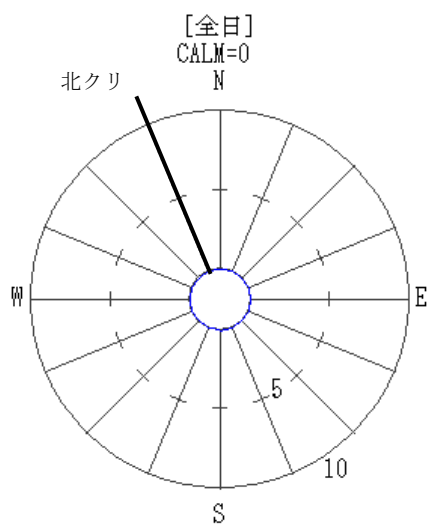
〔測定局名〕：伊香立支所

〔測定成分〕：二酸化窒素(ppb)



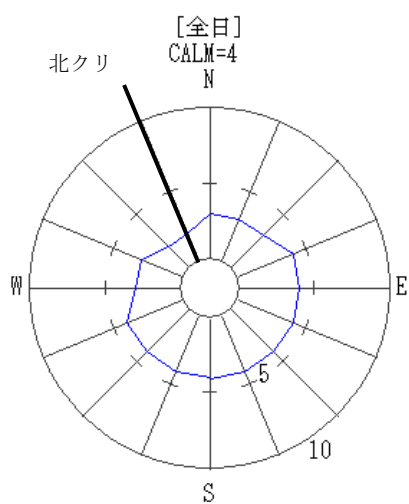
〔測定局名〕：伊香立支所

〔測定成分〕：二酸化硫黄(ppb)



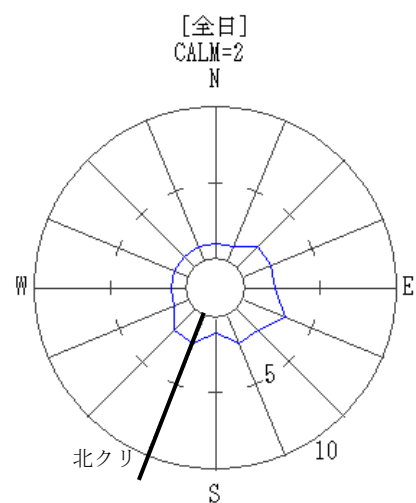
〔測定局名〕：伊香立支所

〔測定成分〕：浮遊粒子状物質($\mu\text{g}/\text{m}^3$)



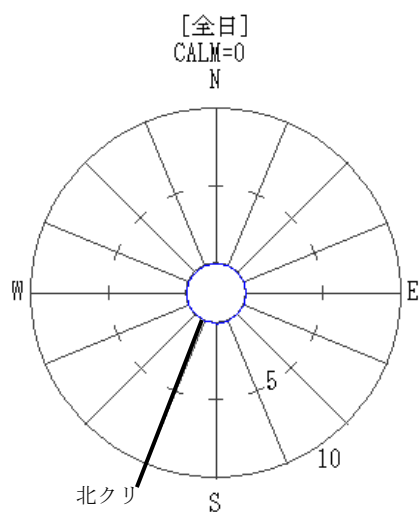
〔測定局名〕：上龍華

〔測定成分〕：二酸化窒素(ppb)



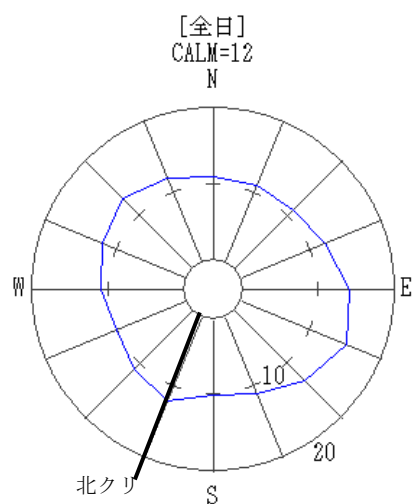
〔測定局名〕：上龍華

〔測定成分〕：二酸化硫黄(ppb)



〔測定局名〕：上龍華

〔測定成分〕：浮遊粒子状物質($\mu\text{g}/\text{m}^3$)



9. 測定車による大気環境調査測定結果（「平均値」は各期間の一時間値の平均値、「最小～最大」は各期間の一時間値の最小、最大を示す。各基準値はP29を参照。）

地 点	期 間	二酸化窒素 (ppm)		二酸化硫黄 (ppm)		浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	
		平均値	最小～最大	平均値	最小～最大	平均値	最小～最大
途中町	5/20 ～5/26	0.003	0.001 ～0.013	0.003	0.002 ～0.004	0.017	<0.001 ～0.086
	7/29 ～8/4	0.007	0.005 ～0.012	0.003	0.002 ～0.004	0.013	0.005 ～0.032
	9/30 ～10/6	0.002	<0.001 ～0.010	0.003	0.002 ～0.004	0.010	0.002 ～0.053
	12/2 ～12/8	0.004	0.001 ～0.027	0.002	0.002 ～0.004	0.011	0.001 ～0.047
	1/20 ～1/26	0.002	0.001 ～0.017	0.002	0.002 ～0.003	0.003	<0.001 ～0.022
北在地町	5/20 ～5/26	0.002	<0.001 ～0.006	0.004	0.002 ～0.008	0.016	<0.001 ～0.094
	8/5 ～8/11	0.002	0.001 ～0.005	0.004	0.002 ～0.007	0.009	0.002 ～0.036
	9/30 ～10/6	0.002	0.001 ～0.006	0.004	0.002 ～0.012	0.009	<0.001 ～0.127
	12/2 ～12/8	0.005	0.001 ～0.031	0.003	0.002 ～0.004	0.010	<0.001 ～0.045
	1/27 ～2/2	0.002	0.001 ～0.010	0.002	0.001 ～0.003	0.007	0.001 ～0.019
伊香立 中学校	5/27 ～6/2	0.005	0.002 ～0.014	0.003	0.002 ～0.004	0.010	0.001 ～0.019
	8/5 ～8/11	0.002	0.001 ～0.006	0.002	0.001 ～0.004	0.010	0.003 ～0.033
	10/7 ～10/13	0.002	<0.001 ～0.012	0.002	0.001 ～0.004	0.007	0.001 ～0.016
	12/9 ～12/15	0.004	0.001 ～0.016	0.002	0.002 ～0.005	0.013	0.001 ～0.033
	2/3 ～2/9	0.002	<0.001 ～0.011	0.002	0.001 ～0.003	0.004	0.001 ～0.017

[6] 令和 5 年度まとめ

前年度と比較すると、焼却施設ではごみの搬入量及び搬入台数ともに減少しています。

リサイクル施設及びプラ施設では搬入量が減っていますが、搬入台数は増えています。

排ガスについては、すべての測定項目について協定値を満足していました。

周辺環境の測定では、大気については固定局 2 ヶ所（伊香立支所、上龍華町）と移動測定局 3 ヶ所（途中町、北在地町、伊香立中学校）ともすべての測定項目で環境基準を満足していました。悪臭も基準値をすべて遵守していました。

河川、池の水質の測定項目については、八反池及び重箱池の化学的酸素要求量が環境基準を超過していましたが、他の項目に関しては環境基準を満足していました。降下ばいじん、塩化物濃度は例年通り低い値となっていました。土壌、雨水は例年通りの状況で、全体では大きな変動はありませんでした。

ダイオキシン類の測定結果では排ガスと灰についてはすべての項目で協定値や国が定める基準値を遵守していました。また、周辺土壌、河川、池でも例年通り環境基準を満足していました。

これらの測定結果から、北部クリーンセンター周辺の環境は良好な状況が維持されていました。

大津市北部クリーンセンター
令和6年度（4月・5月）稼働状況

[7] 令和 6 年度（ 4 月 ・ 5 月 ）稼働状況

1 ごみの搬入量及び搬入台数

(1) 焼却施設

	4 月	5 月	計	対前年比 (%)
搬入量 (t)	3 , 0 8 4 . 3 6	3 , 1 6 2 . 1 5	6 , 2 4 6 . 5 1	0 . 8
搬入台数 (台)	1 , 8 7 2	1 , 9 9 3	3 , 8 6 5	3 . 8

(2) リサイクル施設

	4 月	5 月	計	対前年比 (%)
搬入量 (t)	2 4 6 . 9 2	2 3 8 . 7 2	4 8 5 . 6 4	－ 2 . 5
搬入台数 (台)	1 , 3 8 6	1 , 3 7 9	2 , 7 6 5	9 . 0

(3) プラ容器資源化施設

	4 月	5 月	計	対前年比 (%)
搬入量 (t)	1 5 3 . 4 1	1 4 5 . 1 6	2 9 8 . 5 7	1 . 0
搬入台数 (台)	3 6 9	3 4 6	7 1 5	7 . 7

2 ごみの焼却量

	4 月	5 月	計	対前年比 (%)
1 号炉 (t)	1 , 3 4 5 . 3 3	0 . 0 0	1 , 3 4 5 . 3 3	－ 5 0 . 9
2 号炉 (t)	1 , 9 8 1 . 9 5	2 , 4 5 0 . 6 0	4 , 4 3 2 . 5 5	9 . 3
計	3 , 3 2 7 . 2 8	2 , 4 5 0 . 6 0	5 , 7 7 7 . 8 8	－ 1 5 . 0

〔 8 〕 河川の水質測定結果

採水日： 5 月 2 2 日

	測定項目	単位	喜登呂川	真野川	和邇川	環境基準値
1	水素イオン濃度		7. 2	7. 2	7. 4	6. 5～8. 5
2	生物化学的酸素要求量	mg／L	1. 5	1. 1	1. 2	< 2
3	浮遊物質	mg／L	2. 0	5. 6	2. 4	< 2 5
4	大腸菌数	CFU/100mL	5 2	2 7 0	2 6	< 3 0 0
5	溶存酸素	mg／L	9. 1	9. 3	9. 5	> 7. 5
6	カドミウム及びその化合物	mg／L	< 0. 0 0 0 3	< 0. 0 0 0 3	< 0. 0 0 0 3	< 0. 0 0 3
7	シアン化合物	mg／L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
8	鉛及びその化合物	mg／L	< 0. 0 0 5	< 0. 0 0 5	< 0. 0 0 5	< 0. 0 1
9	六価クロム化合物	mg／L	< 0. 0 1	< 0. 0 1	< 0. 0 1	< 0. 0 2
10	ヒ素及びその化合物	mg／L	< 0. 0 0 5	< 0. 0 0 5	< 0. 0 0 5	< 0. 0 1
11	水銀及びその化合物	mg／L	< 0. 0 0 0 5	< 0. 0 0 0 5	< 0. 0 0 0 5	< 0. 0 0 0 5
12	アルキル水銀化合物	mg／L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
13	PCB	mg／L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
14	ジクロロメタン	mg／L	< 0. 0 0 2	< 0. 0 0 2	< 0. 0 0 2	< 0. 0 2
15	四塩化炭素	mg／L	< 0. 0 0 0 2	< 0. 0 0 0 2	< 0. 0 0 0 2	< 0. 0 0 2
16	1,2-ジクロロエタン	mg／L	< 0. 0 0 0 4	< 0. 0 0 0 4	< 0. 0 0 0 4	< 0. 0 0 4
17	1,1-ジクロロエチレン	mg／L	< 0. 0 0 2	< 0. 0 0 2	< 0. 0 0 2	< 0. 1
18	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg／L	< 0. 0 0 4	< 0. 0 0 4	< 0. 0 0 4	< 0. 0 4
19	1,1,1-トリクロロエタン	mg／L	< 0. 0 0 1	< 0. 0 0 1	< 0. 0 0 1	< 1
20	1,1,2-トリクロロエタン	mg／L	< 0. 0 0 0 6	< 0. 0 0 0 6	< 0. 0 0 0 6	< 0. 0 0 6
21	トリクロロエチレン	mg／L	< 0. 0 0 1	< 0. 0 0 1	< 0. 0 0 1	< 0. 0 1
22	テトラクロロエチレン	mg／L	< 0. 0 0 0 5	< 0. 0 0 0 5	< 0. 0 0 0 5	< 0. 0 1
23	1,3-ジクロロプロペン	mg／L	< 0. 0 0 0 2	< 0. 0 0 0 2	< 0. 0 0 0 2	< 0. 0 0 2
24	チウラム	mg／L	< 0. 0 0 0 6	< 0. 0 0 0 6	< 0. 0 0 0 6	< 0. 0 0 6
25	シマジン	mg／L	< 0. 0 0 0 3	< 0. 0 0 0 3	< 0. 0 0 0 3	< 0. 0 0 3

	測定項目	単位	喜登呂川	真野川	和邇川	環境基準値
26	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.02
27	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.01
28	セレン及びその化合物	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.01
29	フッ素化合物	mg/L	<0.08	<0.08	<0.08	<0.8
30	ホウ素含有量	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<1
31	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.25	0.41	0.68	<10
32	化学的酸素要求量	mg/L	2.6	3.0	1.8	—
33	n-ヘキサン抽出物質含有量	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	—
34	フェノール類含有量	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	—
35	銅含有量	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	—
36	亜鉛含有量	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	—
37	溶解性鉄含有量	mg/L	0.10	0.23	<0.05	—
38	溶解性マンガン含有量	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	—
39	クロム含有量	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	—
40	アンチモン含有量	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	—
41	総窒素	mg/L	0.31	0.81	0.59	—
42	総りん	mg/L	0.017	0.063	0.020	—
43	塩素イオン	mg/L	5.9	6.0	11	—
44	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.05

[9] 農業用池の水質測定結果

採水日：５月２２日

	測定項目	単位	八反池	重箱池	環境基準値
1	水素イオン濃度		7. 1	6. 9	6. 5～8. 5
2	生物化学的酸素要求量	mg／L	2. 0	1. 5	—
3	浮遊物質	mg／L	2. 8	< 1. 0	< 1 5
4	大腸菌数	CFU/100mL	3	0	—
5	溶存酸素	mg／L	1 1	9. 1	> 5
6	カドミウム及びその化合物	mg／L	< 0. 0 0 0 3	< 0. 0 0 0 3	< 0. 0 0 3
7	シアン化合物	mg／L	不検出	不検出	検出されないこと
8	鉛及びその化合物	mg／L	< 0. 0 0 5	< 0. 0 0 5	< 0. 0 1
9	六価クロム化合物	mg／L	< 0. 0 1	< 0. 0 1	< 0. 0 2
10	ヒ素及びその化合物	mg／L	< 0. 0 0 5	< 0. 0 0 5	< 0. 0 1
11	水銀及びその化合物	mg／L	< 0. 0 0 0 5	< 0. 0 0 0 5	< 0. 0 0 0 5
12	アルキル水銀化合物	mg／L	不検出	不検出	検出されないこと
13	PCB	mg／L	不検出	不検出	検出されないこと
14	ジクロロメタン	mg／L	< 0. 0 0 2	< 0. 0 0 2	< 0. 0 2
15	四塩化炭素	mg／L	< 0. 0 0 0 2	< 0. 0 0 0 2	< 0. 0 0 2
16	1,2-ジクロロエタン	mg／L	< 0. 0 0 0 4	< 0. 0 0 0 4	< 0. 0 0 4
17	1,1-ジクロロエチレン	mg／L	< 0. 0 0 2	< 0. 0 0 2	< 0. 1
18	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg／L	< 0. 0 0 4	< 0. 0 0 4	< 0. 0 4
19	1,1,1-トリクロロエタン	mg／L	< 0. 0 0 1	< 0. 0 0 1	< 1
20	1,1,2-トリクロロエタン	mg／L	< 0. 0 0 0 6	< 0. 0 0 0 6	< 0. 0 0 6
21	トリクロロエチレン	mg／L	< 0. 0 0 1	< 0. 0 0 1	< 0. 0 1
22	テトラクロロエチレン	mg／L	< 0. 0 0 0 5	< 0. 0 0 0 5	< 0. 0 1
23	1,3-ジクロロプロペン	mg／L	< 0. 0 0 0 2	< 0. 0 0 0 2	< 0. 0 0 2
24	チウラム	mg／L	< 0. 0 0 0 6	< 0. 0 0 0 6	< 0. 0 0 6
25	シマジン	mg／L	< 0. 0 0 0 3	< 0. 0 0 0 3	< 0. 0 0 3

	測定項目	単位	八反池	重箱池	環境基準値
26	チオベンカルブ	mg/L	< 0. 0 0 2	< 0. 0 0 2	< 0. 0 2
27	ベンゼン	mg/L	< 0. 0 0 1	< 0. 0 0 1	< 0. 0 1
28	セレン及びその化合物	mg/L	< 0. 0 0 2	< 0. 0 0 2	< 0. 0 1
29	フッ素化合物	mg/L	< 0. 0 8	< 0. 0 8	< 0. 8
30	ホウ素含有量	mg/L	< 0. 1	< 0. 1	< 1
31	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0. 3 3	0. 2 8	< 1 0
32	化学的酸素要求量	mg/L	3. 2	2. 5	< 5
33	n-ヘキサン抽出物質含有量	mg/L	< 0. 5	< 0. 5	—
34	フェノール類含有量	mg/L	< 0. 0 1	< 0. 0 1	—
35	銅含有量	mg/L	< 0. 0 5	< 0. 0 5	—
36	亜鉛含有量	mg/L	< 0. 0 5	< 0. 0 5	—
37	溶解性鉄含有量	mg/L	< 0. 0 5	0. 1 6	—
38	溶解性マンガン含有量	mg/L	< 0. 0 5	< 0. 0 5	—
39	クロム含有量	mg/L	< 0. 0 1	< 0. 0 1	—
40	アンチモン含有量	mg/L	< 0. 0 0 2	< 0. 0 0 2	—
41	総窒素	mg/L	0. 4 2	0. 4 4	< 1
42	総りん	mg/L	0. 0 2 8	0. 0 1 5	< 0. 1
43	塩素イオン	mg/L	3. 9	3. 4	—
44	1,4-ジオキサン	mg/L	< 0. 0 0 5	< 0. 0 0 5	< 0. 0 5

1. 窒素酸化物（NO_x）

- ・物の燃焼等によって生じる窒素と酸素の化合物です。
- ・発生源として工場・事業所・自動車があります。
- ・大気汚染で問題となるのは、一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO₂）です。

2. 硫黄酸化物（SO_x）

- ・石炭・重油などの燃料に含まれている硫黄分が燃焼することによって発生します。
- ・発生源として工場・事業所・ディーゼル自動車などがあります。
- ・その大部分は、二酸化硫黄（SO₂、亜硫酸ガスとも言う。）として排出されます。

3. 塩化水素（HCl）

- ・ポリ塩化ビニルなど塩素が含まれるものの燃焼に伴って発生します。
- ・ポリ塩化ビニルの製品には、たまごのパック、波板、ホース、家庭用ラップ、ハムソーセージの包装用フィルムなどがあります。

4. ばいじん

- ・燃料その他の物の燃焼に伴って発生する排ガス中に含まれる細かい灰や、ススを言います。

5. 浮遊粒子状物質（SPM）

- ・大気中に浮遊する粉じんのうち、粒径が10ミクロン（μm）以下のものを言います。
- ・大気中に浮遊するような微細な粒子の発生は、物の破碎や土砂の巻き上げなどの自然によるものと、石炭・石油などの燃料や廃棄物の燃焼及び自動車の排気ガスなどによるものとがあります。

6. 国の大気環境基準

- ・人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準と定義されています。

①二酸化窒素：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでの範囲内、またはそれ以下であること。

②二酸化硫黄：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。

③浮遊粒子状物質：1時間値の1日平均値が0.1mg/m³以下であり、かつ1時間値が0.2mg/m³以下であること。

7. ppm（ピーピーエム）

- ・微量に含まれる物質の量の割合を表す濃度の単位で、百万分の1を示します。

8. ppb（ピーピービー）

- ・微量に含まれる物質の量の割合を表す濃度の単位で、十億分の1を示します。

9. $\text{mg}/\text{m}^3 \text{ N}$ (ミリグラム、パー、ノルマルリュウベ)

- ・大気関係で多く用いられる濃度の単位で、 1 Nm^3 (ノルマルリュウベ：排ガス 1 m^3 を 0° C 、 1 気圧に換算) 中に含まれるその物質の重量 (千分の 1 グラム) を表します。
- ・ $1 \text{ mg}/\text{m}^3 \text{ N}$ は、 1 Nm^3 の大気 (排ガス) 中に 1 mg の物質が存在する濃度を言います。

10. 単位の接頭語 基本単位 (g, m など) につけて構成する。

記号：名 称	μ ：マイクロ	n：ナノ	p：ピコ
倍 数	$\times 1/100$ 万 ($\times 10^{-6}$)	$\times 1/10$ 億 ($\times 10^{-9}$)	$\times 1/1$ 兆 ($\times 10^{-12}$)

11. 酸性雨 (雨水 pH)

- ・大気汚染物質に基づく雨水の質的変化は、主に酸性度によって評価され、指標として pH が用いられています。pH は 7 が中性で、7 よりも小さな値になるほど強酸性、7 よりも大きな値になるほど強アルカリ性であることを示しています。
- ・雨水が大気中の炭酸ガス等と平衡を保つ酸性度は pH 5.6 程度であるため、pH 5.6 以下の雨水を広い意味における酸性雨と定義しています。

12. 降下ばいじん

- ・大気中の汚染物質のうち自己の重量によりまたは雨によって沈降するばい煙、粉じんその他の不純物で、1 ヶ月ごとのトン単位 (t/km^2 / 月) で示されます。

13. 塩化物

- ・大気中に浮遊している粉じんのうち、特に塩化水素や塩素由来の化合物を言います。

14. ダイオキシン類

- ・他の多くの化学物質とは異なり、製造を目的として生成されたものではなく、炭素、酸素、水素、塩素が熱せられるような行程で意図せずにできてしまうもので、廃棄物の焼却過程や金属精錬の燃焼行程、紙などの漂白行程などで発生します。

15. TEQ (毒性等値換算濃度)

- ・ダイオキシン類は多くの同族体、異性体を持ち、それぞれ毒性が異なることから、最も毒性の強い「2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン」の量に換算した値です。

16. 生物化学的酸素要求量 (BOD)

- ・水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量。値が大きいほど水質汚濁は著しいと判断されます。

17. 化学的酸素要求量 (COD)

- ・水中の有機汚濁物質等を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもの。値が大きいほど水質汚濁は著しいと判断されます。